いいかげんな点検を行う業者を選定

しない

信頼できる点検業者を選定し、適正な点検をさせましょう。



粗雑な点検を

点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行 わなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず 立ち会って適正な点検が行われているかを確認するように



悪質な点検業者を

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検 が行われた場合、罰せられるのは「建物の所有者



点検業者にお願いしたいけど、どこに相談したらいいの…。

自分たちでは、直せない。どうやって直そうか…。



都道府県消防設備保守協会で、協会に登録している消防設備に関する 事業者についてお問合せすることができます。

都道府県設備保守協会では、点検実施者の責任の明確化、点検の確実 な履行の促進等を目的に、消防設備点検を実施した消防用設備等に点検 済証(ラベル)を張付ける点検済表示制度を全国統一的に推進していま す。





兵庫県内の消防設備に関する事業者についてのお問い合わせは、

- 一般社団法人 兵庫県消防設備保守協会
- 一般社団法人 兵庫県消防設備保守協会播但支部

〒651-0086 神戸市中央区磯部通3丁目1-2 FAX 078-894-3305 TEL 078-894-3303



【お問合せ先】

南但消防本部朝来消防署庶務予防係:(079) 672-0119 養父消防署庶務予防係:(079) 662-0119 建物の所有者、管理者の皆さまへ

消防用設備等の適正な

維持管理

あなたの義務です。



消防用設備等の維持管理義務 (消防法第 17 条)

消防用設備等の点検報告制度(消防法第17条の3の3)

罰

則

維持義務違反

- ●消防用設備等の維持のために必 要な措置をしなかった者は 30 万 円以下の罰金又は拘留
- ●その法人に対しても上記の罰金 (消防法第 44 条第 12 号、第 45 条第 3 号)

点検報告義務違反

- ●点検結果の報告をせず、又は虚偽の報 告をした者は30万円以下の罰金又は
- ●その法人に対しても上記の罰金 (消防法第 44 条第 11 号、第 45 条第 3 号)

南但消防本部

消防用設備等の





点検報告はなぜ必要?

建物には、消火器や自動火災報知設備 など様々な消防用設備等が設置されてい ます。

これら設備は火災などの時に確実に作 動し機能が発揮するよう、日頃から維持 管理する必要があります。

そのため、消防 法では、消防用設 備等を定期的に点 検して維持管理を 行ない、その結果 を消防署長に報告 することが義務付 けられています。



点検・報告の時期は?

点検を実施する時期と報告の時期は異 なります。

点検は点検する内容に応じて、下記の時 期毎に行います。報告は右の表のとおり、 建物の使用用途に応じて報告期間が定め られています。用途が分からない場合は、 最寄りの消防署にお問合せ下さい。

機器点検:6カ月毎

・外観や機器の機能を確認 します。



総合点検:1 年 毎

・機器を作動させて、総合 的な機能を確認します。



Q_{点検結果の不良個所は?}

火災等から建物の 利用者を守るために も、速やかに改修や 整備をしなければい けません。不良個所 がある場合、まとめ



て改修しようとして放置せずに、その 都度改修するようにしてください。

なお、不良個所の内容によっ ては、消防設備士でなければで きない改修工事や整備作業が すので、専門の業 🥝 者と相談するよ うにしてください。

点検は誰でもできるの?

以下のとおり、建物の規模や構造によ り点検できる資格を有する人が定められ ていますが、有資格者による点検の必要 がない建物でも、点検には特殊な点検器 具や知識が必要となることから、資格を 持った人が点検するようにしてくださ い。

消防設備士又は消防設備点検資格者

- ① 延べ面積 1,000 ㎡以上の建物
- ② 特定用途部分が避難階以外の階に存 する建物で、階段が2以上 設けられていないもの

防火対象物の関係者

上記以外の建物



		みぬのは田田 冷	上松生田の		7-	またのは田田冷	上松牡田の	
点検結果の報告期間	建物の使用用途		点検結果の	建物の使用用途		点検結果の		
	(消防法施行令別表第1)		報告期間	(消防法施行令別表第1)		報告期間		
	(1)	イ劇場等	· 1年に1回	(9)	イ	特殊浴場	1年に1回	
		口 公会堂等			П	一般浴場	3年に1回	
	(2)	イ キャバレー等		(10)		停車場		
		口遊技場等		(11)		神社・寺院等		
		ハー性風俗特殊営業店舗等		(12)	イ	工場等		
		ニ カラオケボックス等			П	スタジオ		
	(3)	イ料理店等		(13)	イ	駐車場等		
		口 飲食店			П	航空機格納庫		
	(4)	百貨店		(14)		倉庫		
	(5)	イ 旅館等		(15)		事務所等		
		口 共同住宅等	3年に1回	(16)	イ	特定複合用途防火対象物	1年に1回	
	(6)	イ 病院等	1年に1回	(10)	П	非特定複合用途防火対象物	3年に1回	
		ロ 特別養護老人ホーム等		(16の2)		地下街	1年に1回	
		ハ 老人デイサービスセンター等		(16 の 3)		準地下街		
		二 幼稚園等		(17)		文化財	3年に1回	
	(7)	学校	3年に1回	(18)		アーケード	3 井に1凹	
	(8)	図書館等	3 井に1凹			は特定用途は非特定	用途	

点検報告の流れとチェックポイント

① 事前打ち合わせ

- ・ 点検実施者と日時、手順などの打ち合わせ
- ・ 建物内の人々や利用者に点検の実施予定のお知らせ

② 点検作業の実施

- ・ 点検実施者の氏名、資格の確認
- ・ 作業内容の確認
- ・ 点検実施時に必要な点検器具を使い、適正な点検しているか確

③ 点検作業終了後

- ・ 消防用設備等が正常な状態に復元されているか確認
- ・ 点検結果を点検表に正しく記入しているか確認
- ・ 不良個所があった場合は、速やかな改修

④ 点検結果の報告

- ・報告書に必要事項の記載と押印
- ・ 報告書により建物を管轄する消防署へ報告
- ・ 報告書の管理

